



福県医発第 198 号 (地)

令和 4 年 4 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

アレルギー疾患を有する者又はその家族に対する
治療と仕事の両立支援について

今般、厚生労働省健康局がん・疾病対策課より標記の件について、日本医師会を通じて周知依頼がありました。

アレルギー疾患を有する者は、症状の悪化や治療のための通院や入院のため休職等を余儀なくされ、時には職場等において、適切な理解や支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあり、また、アレルギー疾患を有する者の保護者においては定期的な通院の付き添いやアレルギー除去食の準備に時間がかかる等といった理由から仕事が制限されるケースもあるとのことです。

本件は、これらの状況を鑑み、厚生労働省において「アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル」を作成し、下記のウェブサイト「アレルギーポータル」において公開されていることをお知らせするものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル

U R L : https://allergyportal.jp/documents/allergy_ra_support_manual.pdf

- 「アレルギーポータル」

U R L : <https://allergyportal.jp/>

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

日医発第148号（健Ⅰ）
令和4年4月7日

都道府県医師会
会 長 殿

公益社団法人 日本医師会
会 長 中川 俊 男
(公印省略)

アレルギー疾患を有する者又はその家族に対する治療と仕事の両立支援について（依頼）

今般、厚生労働省健康局がん・疾病対策課より本職宛てに件名にかかる周知依頼がございました。【別添】

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部が改正された件につきましては既に令和4年4月4日付日医発第103号にて、既にご連絡しているところでございます。

アレルギー疾患を有する者は、症状の悪化や治療のための通院や入院のため休職等を余儀なくされ、時には職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。また、アレルギー疾患を有する者の保護者においては定期的な通院の付き添いやアレルギー除去食の準備に時間がかかるなどといった理由から仕事が制限されるケースもあります。

これらの状況を鑑み、厚生労働省において、「アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）を作成し、ウェブサイト「アレルギーポータル」において公開しているところです。

治療と仕事の両立支援につきましては、働き方改革の重要なテーマの一つとして位置づけられており、治療と仕事の両立支援を推進する観点から、本マニュアルを御活用いただきますよう、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等に対する、本件の周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

●アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル（掲載URL）

https://allergyportal.jp/documents/allergy_ra_support_manual.pdf

●「アレルギーポータル」URL <https://allergyportal.jp/>

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 16 日

関係団体の長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

アレルギー疾患を有する者又はその家族に対する治療と仕事の両立支援について（依頼）

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号。以下「基本指針」という。）を改正し、別紙のとおり都道府県知事等宛て通知しました。

改正後の基本指針第 5（1）キにおいて、「国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるような環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図る」こととしています。

アレルギー疾患を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため休職等を余儀なくされ、時には職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。また、アレルギー疾患を有する者の保護者においては、定期的な通院の付き添いやアレルギー除去食の準備に時間がかかるなどといった理由から仕事が制限されるケースもあります。

これらの状況を鑑み、厚生労働省において、「アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル」を作成し、アレルギー疾患に関する正しい情報を提供するためのウェブサイト「アレルギーポータル」において公開しているところです。

貴団体におかれましては、改正後の基本指針の趣旨を御了知いただくとともに、アレルギー疾患を有する者又はその家族に対する治療と仕事の両立支援のための取組に本マニュアルも御活用いただくよう、貴団体の関係者等に対する周知、協力方よろしくお願いいたします。

○アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル

https://allergyportal.jp/documents/allergy_ra_support_manual.pdf

○アレルギーポータル

<https://allergyportal.jp/>

<照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

桑原・塚本・中神

電話（代表）03-5253-1111(内)2291、2359

(参考) 関係法令

○アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第 11 条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）

第 5 （ 1 ）

キ 国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図る。

健発 0314 第 2 号

令和 4 年 3 月 14 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について
(通知)

アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項に基づき策定された、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号。以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）については、同条第 6 項において、少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

これを踏まえ、本日、アレルギー疾患対策基本指針の一部を下記の通り改正し、告示の日（令和 4 年 3 月 14 日）から適用することとしたので、内容について御了知の上、法第 5 条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、地域の実情に基づき、管内市区町村、医療関係者、アレルギー疾患患者等及びその他の関係者と連携のうえ、より一層のアレルギー疾患対策の推進を図られるようお願いする。また、管内の関係団体、関係機関等に対し、改正内容の周知徹底をお願いする。

記

第一 改正の趣旨

法第 11 条第 6 項の規定に基づき、アレルギー疾患対策基本指針の見直しを行い、その一部を改正する。

第二 改正の内容

アレルギー疾患対策推進協議会の議論も踏まえ、

- ・ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及について、両親学級等の機会を活用し、出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組むことを明記する
 - ・ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保について、医療従事者として歯科医師及び管理栄養士を明記するほか、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成等について中心拠点病院及び都道府県拠点病院等の協力のもと推進すること、並びに「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく体制整備を行うことを明記する
 - ・ アレルギー疾患に関する調査及び研究について、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、患者の視点に立った研究を推進することを明記する
 - ・ 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進について、地方公共団体が、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて実情を把握した上で、施策の策定及び実施に努めることを明記する
- 等を内容とする改正その他所要の改正を行う。

第三 適用日

告示の日（令和4年3月14日）

以上

アレルギーポータル

アレルギーに関する「正しい情報」をお届けするWebサイト



アレルギーについて、正しい知識を身につけて
疾患の治療、管理、予防をしましょう

アレルギーについて

よくある質問

医療機関情報

アレルギーの本棚

災害時の対応

日本の取り組み

スマートフォンでもパソコンでも、
サクサク読めます！

<https://allergyportal.jp/>



検索サイトからのアクセス

アレルギーポータル

アレルギーポータルについて

厚生労働省では「アレルギー疾患対策基本法」などに
基づき、アレルギー疾患を有する方が安心して生活で
きる社会の構築に取り組んでいます。

インターネットなどには、アレルギー疾患に関する膨大
な情報があふれており、適切な情報を選択することが
困難になっています。

アレルギーポータルは、科学的根拠に基づいたアレル
ギー疾患医療に関する「正しい情報」を提供するため、
厚生労働省の補助事業として、日本アレルギー学会が
運営しています。



厚生労働省のWebサイトなどへリンクしています。



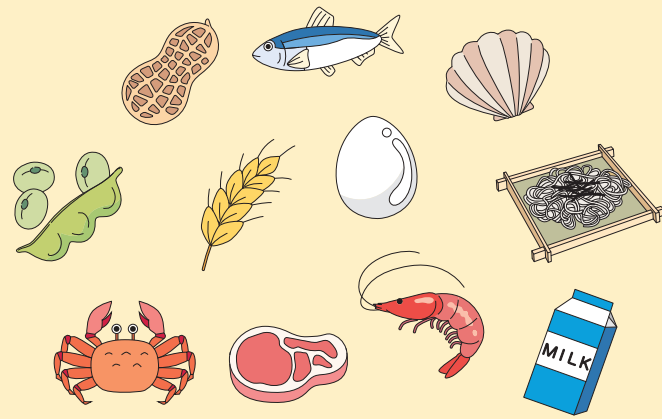
一般社団法人
日本アレルギー学会
Japanese Society of Allergy



厚生労働省

アレルギーについて

アレルギー疾患ごとの特徴や治療方法などをまとめています。
症状や重症度などを解説しています。気になるアレルギー疾患の
疾患理解に役立ちます。



アレルギーについて 小児のぜん息

特徴について

症状について

重症度について

治療などについて

ご覧になりたい項目を選択していただくと、
解説が表示されます。

取り上げているアレルギー疾患

- 小児のぜん息
- アレルギー性鼻炎
(通年性・季節性)
- アレルギー性結膜炎
- 接触性皮膚炎
- アナフィラキシー
- 成人のぜん息
- 花粉症
- 食物アレルギー
- 蕁麻疹(じんましん)
- 職業性アレルギー疾患
- アトピー性皮膚炎
- 重症薬疹
- ラテックスアレルギー

アレルギーの本棚

患者さん向けの冊子や医療従事者向けの
ガイドラインなどをまとめています。



正しい吸入方法を身につけよう



くわしく見る

食物アレルギーのひみつ



くわしく見る

食物アレルギーに向き合う
おいしいレシピ集



くわしく見る

スギ花粉症におけるアレルギー免疫療法の手引き(改訂版)



くわしく見る

食物アレルギーの栄養食事
指導の手引き2017



くわしく見る

ぜん息悪化予防のための小児アトピー性皮膚炎ハンドブック



くわしく見る

「患者さん向け冊子・書籍など」を選択していただくと、冊子・書籍
などが公開されているWebサイトへのリンクが表示されます。



医療機関情報

全国のアレルギー疾患医療拠点病院やアレルギー
専門医などを調べることができます。



医療機関情報

都道府県拠点病院

お住まいの地域の拠点病院を検索できます。
※拠点病院のリストは定期的に更新されます。

北海道・東北

甲信越・北陸

関東

東海

関西

中国

四国

九州



災害時の対応

災害時のアレルギー疾患への対応方法をまとめています。



患者さんの避難所での
生活上の注意点や、災害
派遣スタッフへの注意事項
についての資料も含まれ
ています。

災害時の取組方針

内閣府防災基本計画

防災基本計画は、中央防災会議が作成する、政府の
防災対策に関する基本的な計画です。

避難所における良好な 生活環境の確保に向けた取組指針

市区町村の避難生活での良好な生活環境を確保する
ための取り組みに当たっての指針です。

厚生労働省防災業務計画

大規模な災害が発生した際に、厚生労働省に關係する
業務を円滑に進めるために作成された計画です。



よくある質問

アレルギー疾患に関する不安や疑問などについて
調べることができます。

「フリーワード」でも「疾患別」でも
検索することができます。

質問の例

食物アレルギーと食中毒の違いは何ですか。

食物アレルギーは免疫がかかわる病気であり、多くは食物の成分として含まれている
タンパク質が原因となります。

一方、食中毒は、食物に付着したウイルスや細菌のほか、毒キノコなど、本来、食べては
いけないものに含まれた毒などが原因で生じる病気であり、免疫はかかりません。

質問を探す

フリーワードで探す

お困りことはなんでしょう？



疾患別を探す

- アトピー性皮膚炎(20)
- 花粉症(9)
- 食物アレルギー(33)
- 湿疹(3)
- アナフィラキシー(4)
- アレルギー性鼻炎(4)
- じんましん(7)
- 接触性皮膚炎(3)
- ラテックスアレルギー(2)
- 成人のぜん息(9)
- 小児のぜん息(9)
- アレルギー性結膜炎(1)
- 重症薬疹(1)
- 職業性アレルギー疾患(1)
- その他(15)